

かけがえのない一人ひとりの想いと行動を紡ぐまちづくり



東海村に暮らす皆さんの

悩みや困りごとに寄り添う

社会福祉協議会です



経済的に苦しい



社会にできることに
不安がある



食べるもの
がない



ものわすれが
多くなった



身寄りがない



誰かに
相談したい

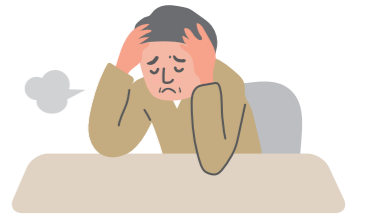


目次

- 3 **悩みや心配ごとを抱える方へ**
福祉相談 | LINE相談 | アウトリーチ相談
- 4 **経済的な困難を抱える人を支援します**
- 6 **お金の困りごとを抱える方へ**
小口資金貸付事業 | 生活福祉資金貸付事業 | 法外援護事業
- 7 **家計のやりくりがうまくいかない方へ**
家計相談支援事業 | 日常生活自立支援事業
- 8 **判断能力が低下してきた方へ**
成年後見制度（法定後見・法人後見受任事業・任意後見）
- 14 **社会にでることに不安のある方へ**
ひきこもりに関する相談 | 参加支援事業“JOIN” | 交通費助成 | 住みいるリセットプロジェクト
- 16 **頼れる家族がない方へ**
終活相談 | とうかいライフ・エンディングサポート事業
- 18 **食の支援を必要とする方へ**
フードバンク | もぐもぐお届け便 | フードロスマッチング事業
- 19 **お問い合わせ窓口**

福祉相談

どこに相談したらよいか分からない、利用できる窓口や制度を知りたい、近所の人や家族のことで相談したい、既存の仕組みでは解決が難しいなど、生活上の心配ごとや困りごとについて相談に応じます。



時間 月～金曜日 8:30～17:15

相談員 社会福祉士など



東海村では「重層的支援体制整備事業」として、福祉制度の中に縦割りを作らず包括的に受け止める体制を構築しています。家庭の中にいくつも心配ごとがある場合でも、一つ一つを解きほぐし、解決に向けたお手伝いをさせていただくチームづくりをしていますので、安心してご相談ください。

LINE相談

電話や面談では相談しづらい、外出する気持ちになれないという方などを対象にLINEによる相談も受け付けています。



時間 月～金曜日 8:30～17:15

(メッセージ受信は24時間可能です)

相談員 社会福祉士など

アウトリーチ相談

家から出ることが怖い、交通手段がなく出かけられない、足腰が弱く外出できないという方などを対象に、自宅に出向いて相談に応じることができます。

事前にご連絡をいただければ、ご都合の良い時間にお伺いいたします。



時間 月～金曜日 8:30～17:15

相談員 社会福祉士など



経済的な困難を抱える人を支援します

東海村社会福祉協議会

50代男性

2か月前に、人間関係がうまくいかず仕事を辞めました。

すぐに次が見つかるかと思っていたのですが、見つからなくて…あっという間に貯金も底をついてしまいました。

実は **借金** もあって…

生活福祉資金

申請書

そうでしたか。それは大変な思いをされていますね。

仕事が見つかるまでの生活費として、**生活福祉資金**が利用できるかもしれません。茨城県社会福祉協議会が決定窓口になっていますので、確認しながら申請のお手伝いをさせていただきますね。

貸付が決まるまでの当面は、**フードバンク**から食品を提供できますので、ぜひ利用してください。

債務については、「**法テラス**」を利用して、債務整理を一緒に進めていきましょう。

就職についても、一緒にうまくいかない理由を考えながらお手伝いができますよ。

フードバンク

就職に関しては、一緒にうまくいかない理由を考えながらお手伝いができますよ。

ここは「**いばらき就職支援センター** (通称:ジョブカフェいばらき)」

へえ～。こんなところがあることも知らなかったし、一人では不安だから一緒に来ていただけて安心です。

とって、仕事の悩みや不安に関する相談や適性診断、各種就職支援、職業紹介など一連の就職に関するサービスを提供してくれるところなんです。

いばらき就職支援センター

ジョブカフェいばらき

今まで仕事探しがうまくいかなかったのは、自分の適性に合わない仕事ばかり探していたからだと分かりました。今度は自分の適性に合う仕事に絞って探してみます！

いばらき就職支援センター

頑張りすぎず、自分のペースで進めてください。応援していますよ。

「**法テラス**」は国が設置している法的トラブルの相談窓口で、一定の所得以下の方は無料で弁護士に相談ができるんですよ。債務整理についても、弁護士費用の立て替えや分割支払いに応じてくれるので安心ですよ。

弁護士相談

無料

そうなんですね。弁護士と聞くと高額な費用がかかるものだと思っていたので、まずは無料で相談できて良かったです。

法テラス

任意整理で無理なく返済できそうな計画を考えてくれてよかったですね。これから手続きも一緒に進めていきましょう。

はい。安心しました。先行きが不安だったので光が見えた気がします！

東海村社会福祉協議会

おかげさまで就職先が決まりました！いろいろと応援していただき、ありがとうございました。

就職

良かったです。諦めずに頑張った結果ですね。初回の給料日までまだ日がありますから、それまでは**生活福祉資金の貸付金**でなんとか頑張りましょう。

貸付金

給料が入るようになったら、月々返済していけば良いんですね。きちんと返していけるように仕事を頑張ります！

返済

貸付金 申請書の提出

無理しすぎないようにしてくださいね。

小口資金貸付事業

生活に困窮する世帯に対し、必要な資金(上限10万円)の貸し付けをし、生活の立て直しに向けた相談や関係機関との調整を行いながら、安定した生活を支援します。



生活福祉資金貸付事業

低所得世帯や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進をはかることを目的に、資金を貸し付けます。

世帯区分	対象世帯	借受人の年齢は	所得基準等※1
低所得世帯	独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯	65歳未満	生活保護法にいう生活扶助基準の概ね1.7倍以内
障がい者世帯	障がい者※2が属する世帯		償還の際に生活保護基準以上の生活の見通しが立てられること
高齢者世帯	日常生活上療養または介護を要する※3高齢者が属する世帯	65歳以上の高齢者	生活保護法にいう生活扶助基準の概ね2.5倍以内

- 「障がい者世帯」「高齢者世帯」の方からの申請は、借受ける資金が世帯の障がい者または高齢者本人のために利用される場合に限ります。
- 本制度は他法他制度を優先としますので、同じ目的で他法他制度を利用されている方及びこれから利用される方は対象外になります。

- ※1 [所得基準] お住いの市町村や世帯構成の年齢、人数により異なります。
- ※2 [障がい者] 原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方。または障害者総合支援法によるサービスを利用している等これらと同等であると認められる方
- ※3 [日常生活上介護を要する状態] 介護保険法にいう「要介護1」以上

法外援護事業

生活にお困りの方からの相談を受けて、その世帯の状況に応じた食料等の支援を行い、自立に向けて生活の立て直しを応援します。
下記に該当する方は、東海村社会福祉協議会までご連絡ください。

- 電気・ガス・水道等のライフラインが停止しているもしくは停止する予定がある
- 1週間程度生活するための資金がない
- 家賃が現在の収入に対して高額であり、家計を圧迫している
- 失業等により住居が確保できず、親戚、知人宅等に一時身を寄せている



家計相談支援事業

対象者 失業や多重・過剰債務等により、家計収支の均衡がとれていない等、課題を抱える方

- 家計管理に関する支援…家計簿やキャッシュフロー表活用により家計状態の可視化
- 滞納(家賃・税金・公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援



日常生活自立支援事業

対象者 認知症や障がいなどにより判断能力に課題を生じた方で、親族の支援が難しい方

サービス内容

福祉サービスの利用援助

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供
- 福祉サービスの利用における申込み、契約の代行
- 入所・入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援



日常的金銭管理サービス

- 福祉サービスの利用料の支払い代行
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き支援
- 預貯金の出し入れや解約等の手続き支援
- ご希望や状況に応じて、日常的金銭管理サービスで取り扱う通帳、印鑑をお預かりすることができます。
- 病院への医療費の支払い手続き代行
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払い手続き代行

書類などの預かりサービス

希望される通帳や印鑑、証書などの書類をお預かりします。

預かることができるもの(書類など)

- 年金証書
- 預貯金通帳
- 証書(保険証書、不動産権利書、契約書など)
- 実印
- 銀行印
- その他適当と認めた書類など(カードを含む)

預かることのできないもの

- 宝石
- 書画
- 骨董品
- 貴金属類など

日常生活の事務手続きサービス

日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします。

- 住宅改修や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談
- 住民票の提出などに関する手続き支援
- 商品購入に関する簡易な苦情処理制度(クーリングオフ制度等)の利用手続き支援

利用料

ご相談、訪問調査や支援計画の作成は無料です。契約締結後の支援については有料です。

サービス利用料 1時間あたり **1,100円** **書類預かりサービス** 1か月あたり **500円**

※生活保護を受けている方は無料です。 ※サービス利用料は変更になることもあります。

妻に先立たれて一人暮らしのAさん(70代男性)

住み慣れた家で生活しながら、自宅の隣にある畑で野菜を育てながら生活をしていました。

最近、お財布や保険証などをどこにしまったかを忘れることが増えてきました。

ある日の年金日...

銀行で生活費を引き出そうと思い、通帳やキャッシュカードを探しますが見つかりません。

あれ、いつもここに入れて置くんだけれどどこにしまったんだ

タンスや大事な書類を入れる引き出しなど、思い当たる所は全て探しましたが結局見つからず、銀行の窓口に行くことにしました。

実は、家に置いていた通帳を失くしてしまったみたいなんだ。再発行の手続きをして、お金をおろしてもらえないか。

銀行員

通帳を紛失されたのですね。それは困りましたね。それでは、通帳の再発行の手続きをいたしましょう。

Aさんは、窓口で通帳の再発行手続きができて、何とか生活費をおろすことができました。

再発行

数か月後...

買い物に行く前に銀行でお金をおろそうかな。

あれ、通帳どこにいった...

家中を探して出てきた通帳は、“新通帳へ繰越”の文字が印字されており、何度も再発行手続きをしているようでした。

新通帳へ繰越しました

Aさんは銀行に行き、通帳の再発行手続きをしようと窓口で相談をしました。

再発行

A様、何度も再発行手続きをしているようです。

お金を払戻す手続きをするためには、ご家族の方と一緒に窓口に来所していただいてもよろしいですか？

受付窓口

東海村社会福祉協議会

先日、父親と一緒に銀行に行ったら、何度も通帳の再発行手続きをしていた。

成年後見制度の利用について東海村社会福祉協議会に相談するよう話があったので相談にきました。

銀行員

お父様一人では、お金の管理や支払いなどの支援が必要です。

預貯金等の管理や公共料金などの日常生活での各種支払が出来るように成年後見制度の手続きをしてはいかがでしょうか。

成年後見制度

Aさんのご家族(息子)

私は県外に住んでいて、なかなか実家に帰ってくるのが難しく...

成年後見人には、親族以外にも弁護士、司法書士などの専門職や社会福祉協議会が法人としてなる場合もあります。

東海村社会福祉協議会は成年後見制度に関する相談機関の一つです。申立に必要な書類準備や作成のお手伝いもできますので、一緒に進めていきましょう。

成年後見人

専門職 親族 法人

申立の準備

1か月後...

家庭裁判所に認められ、東海村社会福祉協議会がAさんの成年後見人になりました。

成年後見人

東海村社会福祉協議会

Aさんの成年後見人として、東海村社会福祉協議会は

通帳の管理 福祉サービス等の契約手続き

年金の手続き 公共料金・税金などの支払い

Aさんに成年後見人が就いたことで、通帳が紛失することもなくなり、公共料金などの支払いが滞ることもなくなりました。

安心

東海村社会福祉協議会の職員が、Aさんの自宅に月に何度か訪問しながら、Aさんが安心して生活できるように見守っています。

成年後見制度(法定後見)

サービスの内容

成年後見制度とは

判断能力に要支援課題が生じた方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を支援する人(成年後見人等)を選任し、その人に法的権限を与えて本人に代わり法律行為ができるようにする制度です。
成年後見制度には「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」があります。

法定後見の内容

判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分けられます。家庭裁判所が本人の判断能力に応じて「**補助人**」「**保佐人**」「**成年後見人**」を選任します。なお、成年後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人などからも選任されます。

類型	補助	保佐	後見
判断能力の程度	ほとんどのことは自分でできるが、契約や預貯金の管理には不安があり、本人の利益のためには他の人に支援してもらおう方がいい状態	日常生活では何とか自分で判断できるが、不動産の売買等の大きな契約は難しい状態	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な買い物も自分でできない 日常的な事柄(家族の名前や自分の住所)が分からない 意思疎通ができない など

法定後見でできること

※補助・保佐の場合は、付与された代理権・同意権の範囲内の行為に限ります。

生活に関する支援

身上監護

- 不動産など、本人の住居確保に関する契約や費用の支払い
- 通院時の治療や処方箋などの説明を受ける時の同席(ただし、治療行為や検査に関することの代理や同意はできません)
- 介護サービスや施設に入所するときの契約、入所後の異議申立てなど
- 年金や社会保険の手続き

金銭に関する支援

財産管理

- 預貯金や実印・銀行印の管理、金融機関との取引
- 印鑑を扱うような契約行為
- 不動産や権利書などの財産管理・保管・処分
- 公共料金や税金などの日常生活の中での各種支払い



申立ての流れ

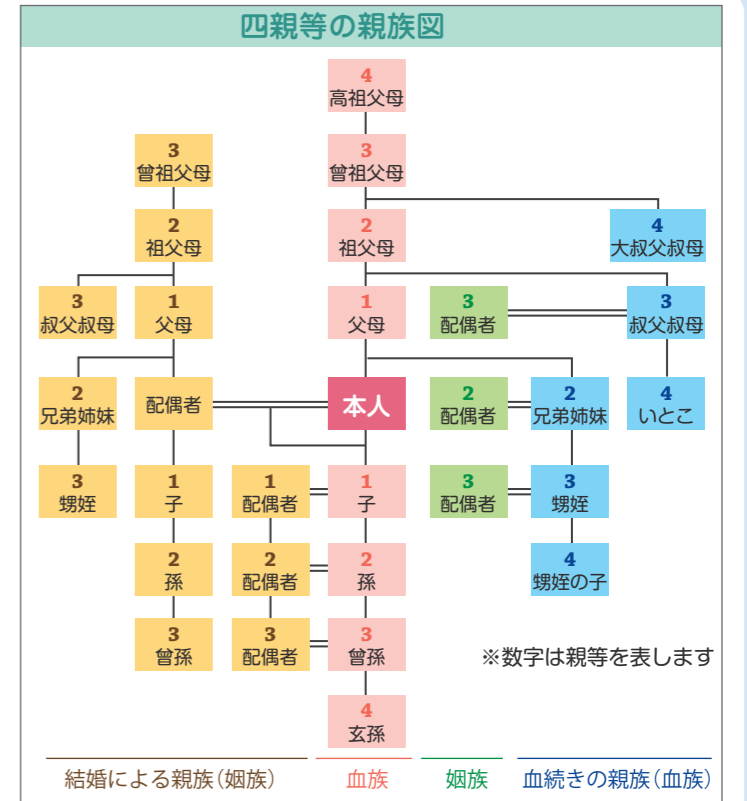
申立て	本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立書などの書類を提出します。(申立てに必要な書類は11ページをご覧ください)
審判手続き	家庭裁判所は、申立て書類を審査し、申立人や本人に面接するなどして実情を把握します。また、親族の方に問い合わせをすることもあります。さらに、本人の判断能力を判定するために鑑定が行われることもあります。
審判	家庭裁判所が後見等の開始と成年後見人等の選任の審判をします。必要に応じ、成年後見人等を監督する監督人が選ばれることもあります。
告知・通知	本人、申立人及び成年後見人等に選ばれた人に、審判の結果が告知または通知されます。
成年後見登記	法務局に登録されます。戸籍には記載されません。

利用するには

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。申立ては、本人の他に配偶者や四親等内の親族ができます。本人に判断能力がなく、四親等内の親族もない場合は、村長の申立てができます。申立てを受けると、必要に応じて家庭裁判所の調査官が調査をしたり、医師による鑑定を行ったりする場合があります。提出された書類や調査、鑑定結果などを踏まえて、成年後見人等(補助人、保佐人、成年後見人)が選任されると、法定後見が開始されます。

報酬について

成年後見人等の報酬は、本人の財産や支援の内容に応じて、成年後見人等の申立てにより、家庭裁判所が支給の有無や金額を決定します。また、報酬は原則として本人の財産の中から支払われます。



申立てに必要な書類と金額

※申立てをする家庭裁判所により必要書類が異なる場合があります。

申立書	必要事項を記載したもの。家庭裁判所で配布しています。	郵便切手	5,000円程度~6,000円程度(類型によって異なります。)
収入印紙	800円(申立て手数料。申立書に貼付します。) ※代理権・同意権付与の申立ては各800円追加	収入印紙	2,600円(成年後見登記用)

添付書類

【本人の】

- 戸籍謄本、住民票(戸籍附票でも可) 各1通
- 成年後見に関する「**登記事項証明書**」または「**登記されていないことの証明書**」(水戸地方法務局で発行できます)
- 医師の診断書(家庭裁判所の定めた診断書)
- 資産・収入などを証する資料(不動産登記事項証明書、預貯金通帳の写しなど)

本人以外の申立ての場合(家庭裁判所で配布される申立書に含まれている様式)

- 申立てについての同意書(補助開始の場合)
- 同意権・代理権の付与についての同意書(補助開始または保佐開始の場合)

【成年後見等候補者の】

- 戸籍附票または住民票 1通

鑑定費用

保佐・後見類型の場合は、医師による鑑定が必要となる場合があります。鑑定費用は約5~10万円程度になります。

成年後見制度利用相談・申立支援

家族や親族などで「成年後見制度」の申立てをしたいという方等に対し、制度の利用に向けた相談・助言、情報提供、申立て手続きの支援を行います。

成年後見制度法人後見受任事業

成年後見人等(補助人・保佐人・成年後見人)は一般的に親族などから選ばれますが、親族等他に適切な支援が得られない場合、東海村社会福祉協議会が法人として成年後見人等をお受けします。

対象者

村内に居住地がある、親族等他に適切な成年後見人等が得られない方で、特に日常生活上の身上監護(生活に関する支援)が必要な方。入院・入所をされている方はご相談ください。
ただし、東海村社会福祉協議会が法人として後見事務を受任する可否を、「権利擁護推進関係事業運営審査会」において審査いたします。

東海村成年後見制度利用支援事業

村では、成年後見制度をより利用しやすいものとするため、東海村成年後見制度利用支援事業を実施し、制度の利用や申立ての手続きに関する相談・支援を行っています。
なお、本事業の窓口は「東海村総合相談支援課(総合福祉センター「絆」内)」となっています。

1 成年後見制度村長申立て

やむを得ない事情により、本人・親族が成年後見制度の申立てができない場合、村長による申立てを行います。

2 成年後見人等に対する報酬の助成

以下のすべてを満たす成年被後見人等の方

- (1) 東海村に住民登録がある(施設入所等で他市町村が保険者になっている方を除く)または、施設入所等で村外に転出し、東海村が保険者等になっている。
- (2) 以下のいずれかに該当している方
 - 生活保護を受給している
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている
 - 村民税が非課税である
- (3) 資産要件を満たしている ※要件の詳細は東海村総合相談支援課へお問い合わせください。

【助成金額】の上限額

後見人等	上限額
成年後見人、保佐人、補助人	月額 20,000円
成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人	月額 10,000円

成年後見制度(任意後見)

任意後見制度とは

判断能力に問題がないうちに、判断能力に要支援課題が生じたときの財産管理や施設への入所などの生活に関する事柄を自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ選び、その人との間で任意後見契約を結んでおく制度です。



利用するには

本人と任意後見人の間で、公証役場で公証人が作成する公正証書による「任意後見契約」を結んでおきます。

本人の判断能力に要支援課題が生じたときに、本人や任意後見人等が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをしますが、任意後見監督人が選任されて、初めて任意後見契約の効力が生じます。



任意後見人ができること

任意後見人は、任意後見契約で定められた代理権のみが与えられます。(同意権、取消権は与えられません)

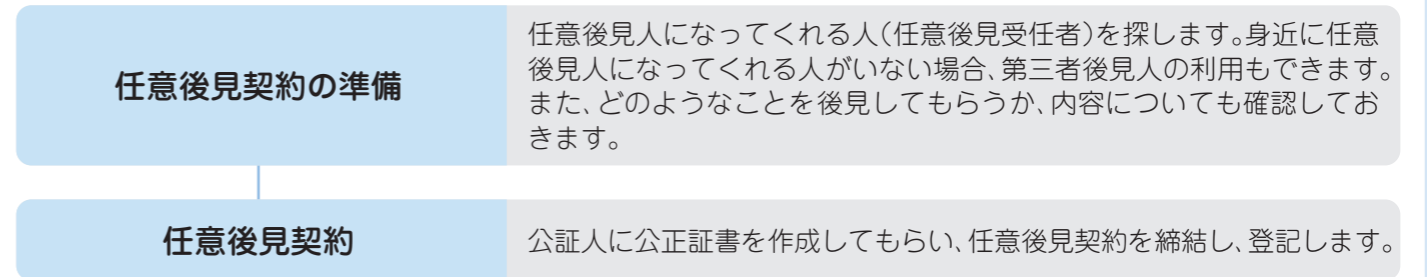


報酬について

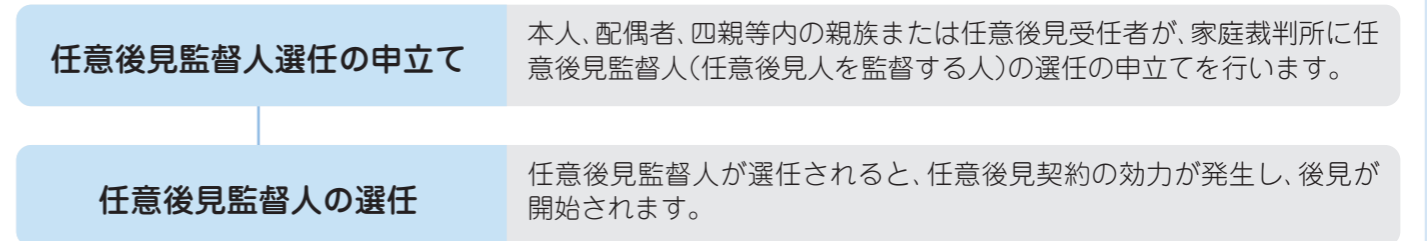
任意後見人の報酬は、本人と任意後見受任者との間で決めておきます。任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が決めます。



申立ての流れ



ご本人の判断能力に要支援課題が生じた場合



ひきこもりに関する相談

ひきこもりは状態を表す言葉であり、ひきこもりになる原因や背景は一人ひとり違います。おひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。当事者の方だけでなく、ご家族やお知り合いの方からのご相談もお受けしています。

時間 月～金曜日 8:30～17:15
相談員 社会福祉士など



就労体験相談会も実施しています。詳しくは下記問い合わせまでご連絡ください。

時間 毎月第4木曜日 13:30～15:30
 ※事前予約をお願いします。
相談員 グッジョブセンターみと職員
問合せ 茨城NPOセンター・ commons
 TEL:029-291-8990

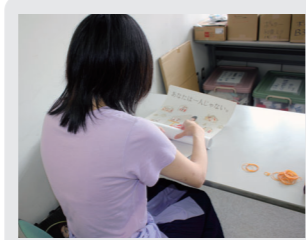
参加支援事業“JOIN”

他人と関わることが不安…

誰かの役に立ちたいけれど、どうすればいいのかわからない…



そんな想いを抱える方たちを応援する活動です。本人やご家族の方とお話ししながら、自宅訪問や内職作業の依頼、職業体験の紹介、福祉サービスの情報提供などを行っています。



内職作業



職業体験

JOINUS ジョイナス

JOINUS-ジョイナス-は、参加支援事業“JOIN”の仲間達を中心となって集まる少人数型のフリースペースです。お話をしたり、ゲームをしたり、ボランティア活動をしたり、何をするかは集まった仲間達で話し合っ決めて決めます。興味がある方のご参加をお待ちしています。当日参加も可能ですが、事前に問い合わせ先までご連絡いただくと幸いです。

日時 毎月第3金曜日 13:30～15:00 ※入退室は自由です
場所 コミュニティスペースLien 東海村舟石川駅西1-15-15



交通費助成

交通費の捻出が困難なために、就労に向けた活動に取り組めない状況にある方に交通費を助成します。助成の申請には条件があります。

対象者 東海村内在住で、以下イ～ホのいずれかに該当する方

- イ) 生活困窮者自立支援事業を利用している方、または利用を予定している方
- ロ) 長期に就職歴や福祉事業所等への通所歴がなく、新たな社会参加を目指し支援機関(ハローワーク・中間的就労支援機関等)へ通所する方(障害者総合支援法に基づく事業所への通所は除く)
- ハ) 小口資金貸付事業、家計相談支援事業、生活福祉資金貸付事業のいずれかを利用している方
- ニ) 債務整理等の目的で支援機関を利用する方
- ホ) 現に困窮していることが認められ、助成金の利用により自立に向けた効果が期待できると判断される方

助成金額

自宅から目的地までにかかる交通費実費

支給額の上限

2,000 円/回 かつ 15,000 円/年



申請の流れ

1

申請の目的と目的地を決め、東海村社会福祉協議会の窓口にお越しください。

2

「就労・外出支援交通費助成金交付申請書」をご記入いただきます。

3

助成金額を受取り、申請書の内容に沿って使用してください。

4

使用後は速やかに交通費を証明できる書類(領収書、切符等)の提出をもって報告してください。

住みいるリセットプロジェクト

「体調不良によりごみを捨てに行けず、家に溜め込んでしまった」「庭の草木が生い茂ってしまったが、お金がなく誰にも頼めない」など、健康面の課題や経済的困窮などの理由により、生活上の困りごとを抱える方の相談に応じ、住環境を整えるお手伝いをさせていただきます。ご家族や近隣の方など、住環境の困りごとを抱えている可能性のある世帯の存在にお気づきの方からの相談にも応じます。



利用条件

- ①本人がプロジェクトに参加できること(必須)
- ②地域の方の理解と協力を得られること(必須)
- ③経済的困窮などの理由で片づけに要する費用の捻出が難しいこと
- ④世帯に傷病や障がいなどの生活上の課題を抱えている方がいること
- ⑤生活上の課題に対して近隣の方が心配していること

終活相談

終活について何から始めたら良いかわからない。子どもなどがないため、自分の最期を見てくれる人がいない、お墓や葬儀のことを知りたいなど、終活についての心配ごとについて相談に応じます。

時間 月～金曜日 8:30～17:15

相談員 社会福祉士など

とうかいライフ・エンディングサポート事業

「身内がないので、入院や入所することになっても保証人がいない」「自分が死んでも、誰も葬儀を行ってくれる人がいない」そうした不安や悩みを抱える方に寄り添い、安心して年を重ねられるようなお手伝いをさせていただきます。

事前に東海村社会福祉協議会と契約を結び、入院・入所が必要になった際に、身元保証の役割を担います。また、契約した方が亡くなった際には、あらかじめお預かりした預託金で、葬儀・納骨、死亡後の各種手続き、残存家財処分を行います。



対象者 以下のすべてに該当する方

- 東海村にお住まいの満70歳以上の方
(同居者がいる場合は、全員が満70歳以上であること)
- 身近に頼れる親族がないこと
- 契約の内容を理解し、利用を希望される方
- 生活保護を受給していない方
- 預託金※1を納められること
- 公正証書遺言※2により遺言執行者※3を定めていること

- ※1 葬儀・納骨等、自宅に係る賃貸住宅の残存家財処分にかかる費用の見込額で業者見積額による。原則50万円以上。
- ※2・3 相談時には定めていなくても契約締結時点までに定めれば大丈夫です。

サービス内容

預託金によるサービス

- 葬儀・納骨等の実施、死亡後の債務の支払い、死亡に伴う行政官庁等への届け出
- 自宅にかかる賃貸住宅の残存家財処分の実施・明け渡しに伴う諸手続き
- 緊急時の諸経費(入院等に係る経費)・日常生活費(家賃・公共料金等)の支払

見守りサービス

電話または訪問により月1回の見守り・安否確認をさせていただきます



入退院支援等サービス

- 入院・入所時の貴重品等の預かり
- 入退院・入所時等の付添い
- 入院・入所に必要な荷物準備
- 入院・入所時等の緊急連絡先指定及び緊急対応
- リビングウィル(延命治療意思)の作成及び主治医への伝達



費用

利用料

契約時費用	15,000 円(税別)	契約時にお支払いいただきます
年間利用料	10,000 円(税別)	契約月が10月から翌年3月の場合は初年度のみ5,000円となります

※契約を締結するまでの相談料は無料

預託金

預託金とは?

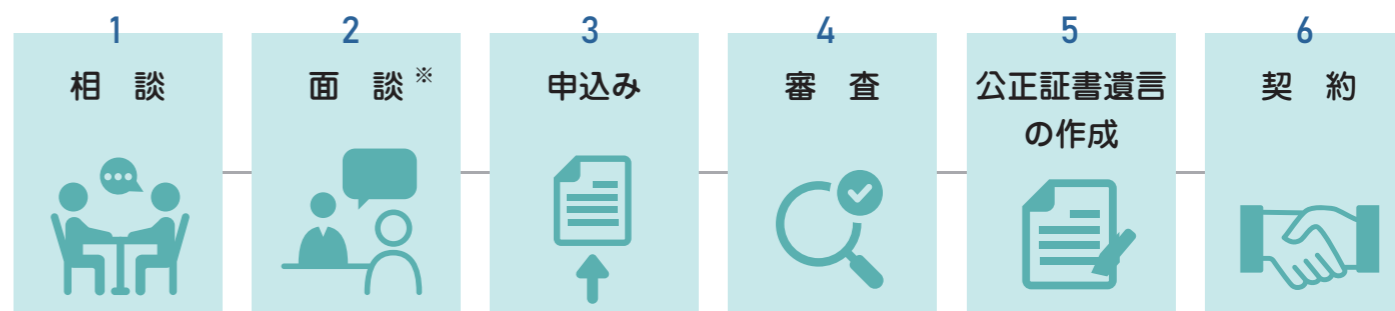
死後や入院・入所時に本人に代わって費用をお支払いするために、あらかじめお預かりしておくお金です。

預託金の金額は、業者等の見積もりにより、契約時に決定します(以下の金額を合計して、原則50万円以上)。



区分	金額
葬儀・死亡後の債務の支払い	業者見積額※
自宅にかかる賃貸住宅の残存家財処分の実施・明け渡しに伴う諸手続き	
緊急時の諸経費・日常生活費の支払い	かかりつけ病院の入院保証金+概ね2か月分の生活費

契約までの流れ



※ご家族の状況や、葬儀・納骨の希望、リビングウィルについてなど、お話を伺い一緒に考えながら申込みに向けて準備を進めるため、3か月以上かけ複数回の面談を行います。

食の支援を必要とする方へ

フードバンク

いただき物や買いすぎってしまったものなど、ご家庭に眠っている食品を集め、食の支援を必要としている方へお渡しし有効に活用する活動です。「当面の食べるものに困っている」「公的給付(失業給付や生活保護等)の受給までの生活費がない」「公共料金の滞納によりライフラインを停止されてしまった」などの状況にある方には、食料品の給付ができますので、ご相談ください。



もぐもぐお届け便

食の支援を必要とする子育て世帯を対象に、地域の方からご寄付いただいた野菜や食料品等を定期的にお届けします。



対象者 次の①～④を満たし、かつ⑤～⑦のいずれかに該当する世帯

- | | |
|----------------------|--|
| ①東海村に住所を有する世帯 | ⑤児童扶養手当受給世帯 |
| ②生活保護費を受給していない世帯 | ⑥東海村における「要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度」を利用している世帯 |
| ③18歳未満の子どもを養育している世帯 | ⑦生活福祉資金の利用歴のある世帯 |
| ④社協会員(特別会員)に加入している世帯 | |

※ 対象となる世帯の方は通年で申込みを受付けています。
 申込み後、審査を経て決定の可否が決まります。
 ※ 社協会員(特別会員)は随時募集しています(1,000円 / 1口)。
 加入を希望する方は、東海村社会福祉協議会へ申し込みください。

宅配日 毎月第4水曜日

※ 1週間前を目安に希望の配達時間帯を聞き取ります。
 ※ 原則、申請者の受取りをお願いしています。

フードロスマッチング事業

フードロスの削減を目的に、フードロスの在庫を抱える店舗と食の支援を必要とする世帯をつなぐマッチングシステムです。利用登録後に購入できる『どうぞパスポート』と引換えに、店舗において食品(消費期限の短い調理済みのもの)を受取ることができます。
 ※対象となる世帯の方は通年で申込みを受付けています。

対象者 東海村に住んでおり、以下①～③のいずれかに該当する世帯

- 18歳未満の子どもを養育しており、児童扶養手当を受給している
 - 小中学校の就学援助制度を利用している
 - 茨城県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付を利用している
- ※生活保護を受給されている方は対象外です

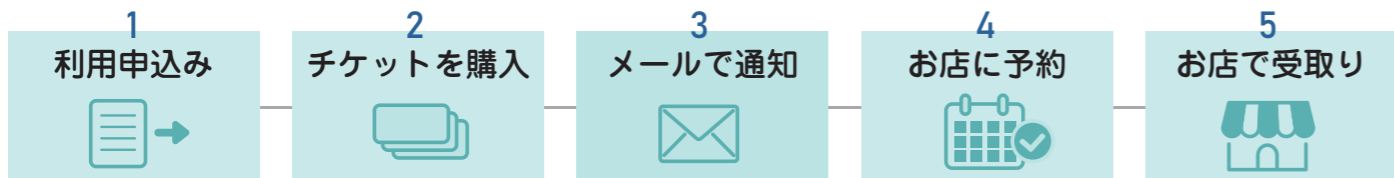
『どうぞパスポート』とは

フードロスマッチングでのみ使用できる利用券です。店舗が指定する枚数で食品と交換できます。

購入金額

10枚 **500円**

利用の流れ



日常生活自立支援事業や成年後見制度に関するお問い合わせ窓口

社会福祉法人 東海村社会福祉協議会

〒319-1112 茨城県那珂郡東海村村松2005番地
東海村総合福祉センター「絆」内

TEL 生活支援ネットワーク係
029-283-0205 (直通)
029-282-2804 (代表)

FAX 029-283-4535

E-mail tokai@t-shakyou.or.jp

URL <https://www.t-shakyo.or.jp/>

東海村社協後見



各種相談機関

東海村北部地域包括支援センター(※対象者は、65歳以上の高齢者)
 〒319-1112 東海村村松2005 東海村総合福祉センター「絆」内
 TEL: 029-212-7785
 FAX: 029-212-6818

東海村南部地域包括支援センター(※対象者は、65歳以上の高齢者)
 〒319-1115 東海村船場588-7
 TEL: 029-352-2867
 FAX: 029-352-2868

東海村役場 総合相談支援課
 〒319-1112 東海村村松2005 東海村総合福祉センター「絆」内
 TEL: 029-287-2525
 FAX: 029-282-3538

法テラス茨城
 〒310-0062 水戸市大町3-4-36 大町ビル3F
 TEL: 050-3383-5390

グッジョブセンターみと
 〒310-0031 水戸市大工町1-2-3 トモスみとビル4
 みとしんビジネスセンターC-1
 TEL: 029-291-8990
 FAX: 029-300-4320

いばらき就職支援センター(ジョブカフェいばらき)
 〒310-0011 水戸市三の丸1-7-41
 TEL: 029-300-1916
 TEL: 029-300-1715
 FAX: 029-221-6031

成年後見制度・任意後見制度について

水戸家庭裁判所
 〒310-0062 水戸市大町1-1-38
 TEL: 029-224-8175

茨城県弁護士会
 〒310-0062 水戸市大町2-2-75
 TEL: 029-221-3501
 FAX: 029-227-7747

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部
 〒310-0063 水戸市五軒町1-3-16 茨城司法書士会館内
 TEL: 029-302-3166
 FAX: 029-302-3177

**一般社団法人茨城県社会福祉士会
 権利擁護・成年後見センター「ばあとなあいらき」**
 〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館5階
 TEL: 029-244-9030
 FAX: 029-244-9052

任意後見制度・公正証書について

水戸合同公証役場
 水戸市桜川1-5-15 都市ビル1号6階A
 TEL: 029-231-5328
 FAX: 029-221-8758



Tokai vil. Council of Social Welfare

社会福祉法人 東海村社会福祉協議会

〒319-1112 茨城県那珂郡東海村村松 2005
東海村総合福祉センター「絆」内
電話：029-283-0205



LINE



Official social media

